

エヴァット外相と南西・南太平洋地域防衛

岩 本 祐二郎

〔I〕 自主外交の開始

一九四一年一〇月七日、太平洋戦争が勃発する約二か月前、メンジーズ (Robert Gordon Menzies) 連合党 (United Australia Party) 政権に代わってカーティン (John Curtin) 労働党 (Australian Labor Party) 政権が成立した。カーティン首相は対日戦争の勝利を見届けることなく一九四五年七月六日に死亡し、フォード (Francis. M. Forde) 暫定政権を経てチフリー (Joseph Benedict Chifley) 首相が一九四九年一月一九日まで労働党政権を保持した。この労働党政権の約八年間は枢軸諸国対反ファシズム諸国の対立から米ソ冷戦へと移行する国際政治システムの大変動期に相応し、オーストラリアにとっては国家生存の危機の四年間と東の間の平和の四年間であった。労働党政権はオーストラリアの恒久的な安全を実現するために太平洋戦争の教訓をいかにして戦

後の国際平和計画のなかに生かすかの大変困難な作業に着手することになった。

オーストラリアはこれまで英国の防衛体制の枠内で自国の防衛力の強化に努めてきたので、独自の外交・防衛政策を追求することはなかった。一九〇一年連邦形成とともに連邦政府内に外務省 (Department of External Affairs) が設立されたが、独自の外交機関ではなかった。それはイギリス本国との関係を処理したり、オーストラリアに特に関心のある太平洋諸島との関係で本国政府に報告したり反対したりする権限を認められていたにすぎなかった。その外務省も一九一六年には廃止され、その業務は総理府 (Prime Minister's Department) と内務・領土省 (Department of Home and Territories) に引き継がれた。一九二一年に再設立された外務省は独立の機関ではなくて総理府に所属し、新たに設立された国際連盟との関係を処理する権限を持った。一九三五年に再び独立の機関となった外務省はその後国際的危機が増大するにつれて機構を拡大し、イギリス本国から徐々に自立する傾向を強めた。⁽¹⁾

一九二九年の世界恐慌を契機にヨーロッパと日本でファシズム勢力が台頭し、オーストラリアは二正面からの軍事的脅威に直面することになった。この国際的危機は英帝国の防衛体制内に亀裂をもたらす原因となった。イギリスはかつてのような海軍力の優越性を維持する能力を失ってしまったので軍事的資源をヨーロッパに集中しようとしたのに対して、オーストラリアは日本の軍事的脅威に対抗するために極東にける英帝国の防衛体制の強化を強く主張した。英本国とのこのような対立は明らかに両国の地政学的立場の違いに起因しているのであって、解決しがたい問題であるだけにオーストラリア外交の自立を促進する主要な原因となった。第二次世界大戦が最早避けられ

ないと思われた時期に、皮肉にも誰よりも強く親英的感情を抱いていたメンジーズ首相は苦渋に満ちた表現で「英國が極東と呼ぶところのものは我々には近北に他ならない。ある人々には存在する自治領の独立とか分離のような誇張した考えを奨励するつもりはないが、私は太平洋ではオーストラリアが独自の情報を集め、外国との独自の外交的接触を維持する主体と自らを見なさねばならないと確信するに至った」と述べた⁽²⁾。このメンジーズ声明はイギリスの外交・防衛政策からの離脱を意味してはいないが、本国では評価されないオーストラリアの地域利益に関しては独自の外交活動を行うことを明らかにしていた。オーストラリアは一九四〇年にワシントンに、一九四一年には上海と東京にそれぞれ在外公館を設置し、外交の自立化に着手した。

太平洋戦争の勃発直後のマレー沖海戦で日本軍はイギリス海軍のプリンス・オブ・ウェールズとレパルスを轟沈し、英帝国艦隊に壊滅的打撃を与えた。その年の一月二七日にカーティン首相は新年に向けての挨拶の中で「イギリスとの伝統的絆、或いは血族関係に何らの心の痛みを感じることなく、アメリカに頼る⁽³⁾」ことを明らかにした。カーティンの声明は、オーストラリアが壊滅的危機に瀕している英帝国防衛体制から新しい同盟国アメリカの防衛体制に移ることを暗に示していた。日露戦争で日本が勝利して以来、オーストラリアは日本の軍事力に備えるために太平洋国家であるアメリカとの同盟に共通の利益を有するとの防衛観念を抱いてきたが、軍事的脅威に直面してカーティン首相は本音を吐露したといえよう。しかし、イギリスのチャーチル (Winston S. Churchill) 首相はこの声明に酷く反発し、以後暫くキャンベラとの首相間の特別電信を中断したと伝えられている⁽⁴⁾。

一九四二年初頭、オーストラリアは太平洋戦争の遂行ではイギリスよりもアメリカとの交渉の重要性を意識する

ようになり、外交的接触を強化した。二月一五日のシンガポールの陥落は、イギリスがその時まで英帝国防衛のために海・空軍力を保持していると思われた仮説そのものの崩壊を意味した。オーストラリアは国家存亡の危機に瀕し、国民の不安は最高潮に達した。⁽⁵⁾ イギリスとの防衛政策を巡る対立が表面化した。カーティン首相が太平洋戦争の勃発以前にすでに中東で転戦していた自国の軍隊を国土防衛のために帰還させようとしたのに対して、チャーチル首相はこれに強く抵抗した。結局、カーティン首相は主張を貫いたのであるが、イギリスとの関係は最悪の状態となった。その年、オーストラリアは英自治領の独立的地位を認め、一九三二年のウエストミンスター条例 (Statute of Westminster) を批准し、法的にイギリスから独立した。カナダや南アフリカの自治領が早くから同条例を批准していたにもかかわらず、オーストラリアは、イギリスとの伝統的絆に固執して批准を引き延ばしていた。同条例の批准は防衛政策を巡るイギリスとの関係の悪化を反映していた。

一九四二年三月、マッカーサー (Douglas MacArthur) 司令官の下に南太平洋方面軍司令部が設置され、オーストラリアは対日反攻の拠点となった。オーストラリア軍はマッカーサー司令官の管轄下に入り、戦時におけるアメリカの軍事同盟国となった。その年の五月の珊瑚礁海戦と六月のミッドウェー海戦での連合国の勝利によって日本軍の南下が阻止され、オーストラリア指導者と国民は侵略の恐怖から解放されてやっと平静に戻った。一九四三年には連合国は対日反攻に転じ、戦後講和問題が浮上し始めた。この頃になると対日戦争を巡って米豪の関係が次第に悪くなった。アメリカは重要な対日反攻作戦にオーストラリア軍を参加させようとはしなかった。オーストラリアは対日講和での発言権を確保するためにも対日反攻作戦で重要な役割を果たすことを望んだ。マッカーサーは

それを無視し、オーストラリア軍をニューギニア島に残っている日本軍の掃討作戦に利用した。⁽⁶⁾ 日本は、軍事作戦が政治問題とリンケージするようになった一九四三年末頃にはオーストラリアの政策決定者の態度はアメリカへの傾斜からイギリスとの伝統的絆に立ち戻る気配を強めていた。この時期、イギリスの高等弁務官は、オーストラリアのアメリカに対する態度が冷めていること、そして彼らの感情に反英国から親英国への顕著な変動が見られることを伝え、太平洋におけるイギリス自身の力を増大するようにロンドンに要請していた。⁽⁷⁾ このようにオーストラリアは一九四三年末頃にはイギリスとの政治・軍事的結合に復帰したのであるが、それは最早かつてのような従属的地位に甘んずるようなものではなくて戦後太平洋での地域的影響力を拡大するための手段であった。この時以降、オーストラリアは戦後平和に備えての自主外交を開始した。

オーストラリアの国益を背負って連合国の戦後平和計画に参画しようと努めた政治家はエヴァット (Herbert Vere Evatt) 外相であった。戦争の流れが軍事戦略中心から戦後平和の政治問題に移行し始めた時期を目敏く見つけたエヴァット外相は持ち前の強烈な個性を発揮してオーストラリア外交を指導した。彼ほどオーストラリア外交に密接に携わった政治家はいないと思われる。彼の外交政策の立案に係わった側近の一人は「労働党政府の外相、エヴァット博士はオーストラリア政界では傑出した人物で、ある分野では首相の抑制を受けながらも八年間実質的にオーストラリア外交を指導した⁽⁸⁾」と評している。そして、エヴァット外相の指導の下でオーストラリアの外交政策は「以前よりずっと公然と自己主張的となり、世界問題で独立的な役割をはっきりと希求⁽⁹⁾」するようになった。

エヴァットは連邦高等法院の判事から一九四〇年に連邦下院議員に転身した。彼は議員になった当初から「党に

とって大變価値ある堀り出し物⁽¹⁰⁾と労働党議員のなかで注目され、本人も政治的野心を抱いていた。労働党が政権をとると、彼は法務大臣 (Attorney-general) との兼任で外務大臣に就任した。当時、外務省は組織的には小さく、他の省に比べて政治的影響力を殆ど持っていなかったもので、彼は組織として外務省を利用せず、彼のお気に入り⁽¹¹⁾の側近を手足にして外交を指導した。エヴァットの外交指導を抑制したのは首相と総理府であった。外務大臣はこれまでしばしば首相によって兼務されてきたし、外務省も元來総理府に所屬してきた歴史的経緯から首相と総理府は外交、特に英国との関係で指導的な役割を果たしてきた。従って、エヴァットの外交指導にカーティン首相がどのように係わるかが重要である。エヴァットは労働党を指導したいとの政治的野心を抱いていただけに、カーティン首相との関係は微妙なものとならざるをえない。しかし、カーティン首相は当初、戦争遂行にかかわる重要な問題とか経済問題にかかわる外交問題に関心を示し、その他についてはエヴァットに委ねたと言われ、其故にエヴァットは国際問題の広い範囲で自由に行動することができた⁽¹²⁾。両者の良好な関係は、連合国の戦争遂行が最も優先された時期まで持続したが、戦後の平和問題が表面化するにつれて崩れ始めた⁽¹³⁾。エヴァットとのこの対立にカーティン首相の兼任する国防省 (Department of Defence) も加担したので、対外的には外交の二元化に見える現象が現れた⁽¹⁴⁾。しかし、外交の二元化はチフリー首相の就任によって解消された。チフリーは外交政策目的においてエヴァットと本質的に一致していたと言われ、彼に外交の指導を完全に委ねた⁽¹⁵⁾。

対外政策における政党の影響の程度は政策イシューによって異なるであろう。政権政党である労働党は、海外徴兵制に反対し国土防衛を重視する孤立主義の傾向を取りがちであり、英帝国内にあってはオーストラリアのナシヨ

ナリズムを追求し、対外経済では完全雇用を維持するために保護貿易主義を擁護する対外的態度を示してきた。しかし、エヴァット外交は労働党からの圧力を殆ど受けることはなかった。戦後国際経済機構に対する政府の政策には労働党の安全雇用政策の影響がみられたが、それ以外では労働党議員・党員は大して外交問題に関心を示さず、それを政府の指導者に任せることで満足していた。⁽¹⁶⁾従って、この時期のオーストラリア外交は主としてエヴァット、カーティン、チフリーなどの政治指導者によって指導された。

〔Ⅱ〕 南西・南太平洋地域責任

一九四三年八月二日の連邦議会選挙まではエヴァット外相は外交にはあまり関心を示さず、兼任する法務大臣として当時問題となっていた憲法修正のための責務に専念していた。⁽¹⁷⁾選挙の結果は労働党の未曾有の大勝利となり、カーティン政権の基盤は安定した。少なくとも向こう三年間、外相の地位に留まることになったエヴァットは、外交の主要問題が戦後問題であると考え、これに積極的に取り組み始めた。⁽¹⁸⁾一〇月一四日の彼の外交声明は彼の外交姿勢の転換を示唆していた。その声明の中で彼は「オーストラリアが戦争の勝利に向けてなしてきたことの結果として、単に傾聴されるだけでなく平和計画に完全かつ積極的に参加する我々の権利は確保されねばならない」と述べた。連合国の軍事戦略に殆ど参画出来なかったことに不満を持っていたエヴァットは連合国の平和計画にオーストラリアの主張を反映させる対策を講じるための布石を打つ必要を感じていたと思われる。そして、彼の関心は特に太平洋地域の問題に向けられた。彼は「我々の支配的な利益は太平洋地域にある」ということは明らかである。オ

ーストラリアはこれらの地域で主要な役割を果たす」と述べ、この地域に利害関係を有する諸国、特にニュージールランドとの協力を進める必要を強調した。⁽¹⁹⁾彼の太平洋政策の狙いはこの地域における英連邦の勢力圏をオーストラリアとニュージールランドの指導の下に確立することにあつた。エヴァットは一〇月二二日、ニュージールランドの高弁務官に会つた時「オーストラリアとニュージールランドの協力は南西・南太平洋にある英国の勢力圏の基盤となるであろう、そしてこれらの二つの自治領の将来の安全と繁栄はこれらの地域で決定力のある発言権を持つかどうかにかかっている」と述べた。その際さらに「大英帝国がこれらの地域にあるすべての英植民地をオーストラリアとニュージールランドに譲渡すること、即ちオーストラリアが漸次ソロモンを取り、ニュージールランドがフィジー等を取ることは賢明である」⁽²⁰⁾とまで述べて、彼は弱体化した英国の肩代わりをする意図を明らかにしていた。

一〇月三〇日、英米ソの三国外相会議は戦後の国際平和と安全保障の維持のため全般的な国際組織を創設することに同意したモスクワ宣言を発表し、一二月一日にはチャーチル、ルーズベルト (Franklin D. Roosevelt) と蔣介石が戦後日本の領土問題を決めたカイロ宣言を発表してから大国指導の平和計画が俄に進み始めた。一〇月一日の外交声明にもかかわらず、オーストラリアはモスクワ宣言とカイロ宣言の両方について事前何らの相談を受けないこともなく完全に無視されていた。とりわけ、カイロ宣言は東アジアの平和協定のための一般原則のみならず新しい領土・国境を規定していただけに、太平洋の将来に重大な影響を与えた。⁽²¹⁾大国の協議に参加出来なかつたオーストラリア政府の動搖は大きかつた。カイロ宣言は、大国が「小国との協議なしに太平洋の戦後平和協定を指令する決意である」⁽²²⁾ことを示す反駁する余地がない証拠であるように見えた。その事が一九四四年一月一七日からキ

ヤンベラで開催されたニュージーランドとの会議の性格を変えた。当初、オーストラリアはニュージーランドと国際問題を討議し意見を交換する会議を予定していたのであるが、エヴァットの考えで戦後平和にかんする両国の見解を纏めたオーストラリアーニュージーランド協定 (Australia-New Zealand Agreement) が結ばれた。この協定方式はエヴァットの独断であったと言われているが、カーティン首相も同意していたように思われる。⁽²³⁾ オーストラリアとニュージーランドは大国指導の平和計画に異議申立をする手段として協定方式を採用したと言えよう。

ニュージーランドとの討議は、外務省が起草しエヴァットが加筆した「協議事項覚書」(Notes on the Agenda)⁽²⁴⁾ に従って行われたので、協定はエヴァットの考えを強く反映していた。⁽²⁵⁾ 一〇月一四日の外交声明で明らかにしていたように、彼はニュージーランドとの協力を基盤に地域責任を引き受けることによって英連邦の勢力圏の確立を狙っていた節があり、協定には彼のそのような意図が見え隠れしていた。協定一三条によれば、両国は「全般的な世界安全保障制度の枠内で南西・南太平洋を含む地域防衛地帯が樹立される」、そして「この地帯はオーストラリアとニュージーランドを基盤にしてオーストラリアの北・北東の弓状に横たわる諸島から西サモアとフィジー諸島に至る」ことに同意した。そして協定一五条で両国はその地域の「治安を維持するためないしは治安の維持を分担するための完全なる責任を担うこと」を約束した。しかし、この南西・南太平洋には英連邦以外にアメリカ、フランス、オランダ、ポルトガルが植民地を持っていたために、協定三四条で両国はこれらの利害関係国との意見交換のための国際会議を早急に開催するように提唱していた。協定に表現された地域責任の引受の内容はそのようであったが、オーストラリアは国防政策の見地からその地域での英連邦の勢力拡大を目論んでいた。外務省の要請によりニ

ニュージールランドとの会議のために用意された防衛委員会 (Defence Committee) の報告書は南西・南太平洋地域にある基地の軍事戦略的価値についてそれぞれ言及し、それらの基地の支配ないし基地へのアクセスの必要を強調していた。オーストラリアが支配すべきであると考えられていた南西太平洋地域の基地はポルトガル領のチモール諸島とオーストラリアの委任統治領のアドミラル諸島であった。友好国が支配すべきであると考えられていた南・南西太平洋地域の基地はオランダ領東インド、英領ソロモン諸島、英仏共同統治のニューヘブリデス、英領フィジー、仏領ニューカレドニアであったが、報告書は、オーストラリアがソロモン諸島とニューヘブリデスの基地の維持に可能な限り貢献し、ニュージールランドがフィジーの基地を維持すべきであると述べていた。更に、ニューカレドニア基地へのアクセスができるようにオーストラリアは協定を結ぶべきであるとも述べていた。このように述べた上で、報告書は、地域の利害関係国が所定の地域の防衛義務と地域内の基地の共同使用を約束する協定を結ぶことによって地域防衛体制を確立すべきであると勧告していた。⁽²⁶⁾ 報告書からも明らかのように、オーストラリアは当時南西・南太平洋地域を敵国からの攻撃に対する「障壁」⁽²⁷⁾ ないしは「防波堤」と見なし、アメリカを別にして最早防衛責任能力を失いつつあった利害関係国に代わって地域防衛ための責任をニュージールランドとの協力の下に背負う意向であった。協定の内容を伝えたイギリス政府宛のオーストラリアとニュージールランド両首相の共同電信の中では、両国はより明確に地域責任について言及し、英連邦の勢力圏を確立したい意向を表明していた。その中で、オーストラリアはポルトガル領チモール、オーストラリア領ニューギニア、ソロモン諸島の治安維持のための完全な責任を果たし、オランダ領東インド特にジャワ、同領ニューギニア、ニューヘブリデスに関しては治安維持の責

任を分担すると述べていた。さらに、赤道の南についてはオーストラリア、ニューギランド、イギリスが主として治安維持の責任を担うことを明らかにしていた。西サモアの近くのツツイラ (Tutsila) 島に基地を持つアメリカに対して敬意を払うが、アメリカは赤道の北にある諸島の治安維持の責任を果たすことを望んでいると推測した上で、オーストラリアとニューギランドは赤道を挟んでアメリカとの勢力の分割を暗に提唱していた。⁽²⁸⁾これがオーストラリアーニューギランド協定の隠れた部分であった。

他方、同協定には両国の明確な意図がはつきりと見える部分があった。協定一六条は「両国政府は、戦時に他国の主権ないしは管轄下にある領域でのある国による海・陸・空軍施設の建設と使用が戦闘の終結後、それ自体では主権又は管轄の権利ないしは領土要求のための根拠を与えるものではないという国際慣習の公認された原則を受け入れる」と述べ、名指しこそしないが、赤道以南に浸透しようとするアメリカの勢力を阻止しようとしていた。アメリカはオーストラリアの対日反攻拠点から日本列島に向けて北上する過程でニューヘブリデス、アドミラル諸島、ソロモン諸島、日本の太平洋委任統治領などに膨大な費用を掛けて基地を構築していた。種々の理由から戦後もこれらの基地を保持すべきであるとの意見が政府内にあったが、特に軍部は対日戦の教訓から太平洋基地の戦略的価値を高く評価し、アメリカの将来の安全保障のためにいかなる地域の基地を必要とするかの検討を開始していた。当時統合参謀本部 (Joint Chiefs of Staff) がアメリカの防衛にとって重要であると考えた地域は「ブルーゾーン」(blue zone) と呼ばれ、それはアラスカ、アリューシャン列島からフィリピンへそしてハワイにもどる、大きなU字型に広がる地域であった。この範囲にはマーシャル、マリアナ、カロリン、パラウ諸島の日本委任統治領

が含まれていた。軍部はこれらの諸島の併合を要求したのに対して、國務省は國際世論を配慮し民族自決主義を尊重する立場からアメリカによる委任統治方式を主張して譲らず、政府内の意見は統一されてはいなかった。⁽²⁹⁾ アメリカのそのような動きにオーストラリアとニュージーランドは不安を抱き始めていた。⁽³⁰⁾ 先に述べたように、両国は、アメリカが赤道以北に基地を設け、勢力を拡大することには対日戦略の見地から歓迎するが、英連邦の領土を犠牲にして赤道以南にまで浸透してくることに反対であった。アメリカの基地計画には南太平洋については何らの言及はなされていなかったとは言え、政府内にはポリネシア、ミクロネシア、メラネシア地域まで勢力の拡大を主張するグループがいた。⁽³¹⁾ オーストラリアとニュージーランドはそのようなアメリカの動きを牽制するために協定一六条を挿入したと考えられる。オーストラリアとニュージーランド協定締結後間もなく、エヴァット外相はイギリス高等弁務官に会って次のように伝えていた。この特別な時期にキャンベラ会議を開催した第一の理由はアメリカ領土でない赤道以南の太平洋諸島に浸透しようとするアメリカの試みに関するオーストラリアとニュージーランドの不安に由来している、そして第二の動機は、イギリス政府が太平洋に関してアメリカから行われる提案に容易に譲歩しがちであるとのオーストラリアとニュージーランドの見解に起因している。⁽³²⁾ 第二の動機に関する両国の見解は、イギリスがこれまで世界政策の必要性からしばしば地域利益を犠牲にしてきた教訓に因るものであった。

オーストラリアとニュージーランド協定は直接的には大国指導の平和計画への反応であったが、両国の安全を保持してきた主客が変化する國際政治の文脈のなかで生じた歴史の一齣であった。即ち、イギリスに代わってアメリカが太平洋地域の保護者として君臨しつつある國際政治システムの変化に対応するためにオーストラリアとニュージー

ジールランドが母国に代わって英連邦の勢力圏の復活・強化を試みたと言えよう。しかし、協定は大国の平和計画に何らの影響を及ぼさなかったただけでなくアメリカから強い反発を受ける結果となった。アメリカは特に太平洋の基地と敵国領土について規定した協定一六条に強い不快感を示した。この規定はアメリカを南太平洋から排除しようとする試みであるように見えた。さらに軍部が関心を持つ日本の委任統治領にも言及していたことがアメリカ政府を痛く刺激した。しかし、イギリスの新聞では協定は温かい歓迎を受けた。ワシントンはイギリスの歓迎をオーストラリアとニュージールランドがアメリカの勢力下に入らないようにとの懸念の裏返しであると見ていた。⁽³⁵⁾

協定に対するアメリカの反発はカーティン首相とエヴァット外相との関係に深刻な亀裂を齎し、その後外交の二元化とも言える政治問題に発展する契機となった。カーティンはそれまですでにエヴァットの政治的野心や外交指導のやり方に少なからず不快感を抱いていたと言われていたが、協定が与えた国際的反響がエヴァットに対するカーティンの態度の変化の主要な原因であったと思われる。戦争遂行上アメリカとの関係に特に配慮しなければならぬカーティン首相と戦後の平和計画に関心のあるエヴァット外相との立場の違いが外交政策の二元化の原因であった。この頃からカーティン首相はエヴァット外相の外交指導を牽制し、外交の指導権の確保に乗り出している。

カーティン首相は一九四四年五月にロンドンで開催される英連邦首脳会議に出席する代表団の中にエヴァット外相と外務省職員を加えなかった。エヴァットは三月二九日カーティンへの書簡の中で、首脳会議では戦争・防衛問題以外に対外政策問題が討議されるので外務事務次官を同伴するように要請したのであったが、カーティンは外務省を排除した。このことは、首相がエヴァットや外務省の両方に反感を持っていた証拠であった。⁽³⁶⁾カーティン首相

は首脳会議へ行く途中、オーストラリア—ニュージーランド協定に対するアメリカの誤解を解くためにワシントンを訪問した。ハル (Cordell Hull) 米國務長官が「オーストラリアとニュージーランドとの同意による以外には太平洋にあるどの領土についても何事もなしてはならない」との宣言に等しい協定条項には驚かされると述べたのに対して、カーティン首相は「オーストラリア—ニュージーランド協定は異常なものを含んではいない、それは他国に向けた物ではない、そしてこの協定を締結したオーストラリアとニュージーランドは領土計画を心に抱くものではなくて太平洋諸島の原住民の福祉の向上のための地域機構の創設を考えている」と弁解し、協定の当初の目的から後退していた。カーティンは協定一六条の領土問題から協定三〇—三一条の太平洋原住民のための地域機構、「南海地域委員会」(the South Seas Regional Commission) の創設に協定目的の重心を移動させることよってアメリカの批判をかわそうとした。後者の地域機構は後に南太平洋委員会 (South Pacific Commission) として地域の利害関係国によって創設されている。ルーズベルト大統領との会見ではカーティン首相は協定の作業に自ら関わっていないという態度を示して、大統領の理解を得ようと努めていた。大統領はカーティン首相の説明を聞いて、「首相が草案に殆ど関係せず、エヴァットがその殆どをなし、他の者は単に同意しただけである」と思うと述べたのに対して、カーティン首相は「それはその通りである」と答えた。そして大統領は「総ての出来事を忘れることが我々にとって最善である」と述べ、カーティン首相に同情を示した。⁽³⁸⁾

カーティン首相はロンドンに到着した頃にはオーストラリア—ニュージーランド協定から完全に後退していた。エヴァットはロンドンのカーティンに書簡をおくり、協定の基本原則を堅持するように注意を喚起しようとしたが、⁽³⁹⁾

カーティンはそれを完全に無視して行動した。⁽⁴⁰⁾カーティン首相は首脳会議で英帝国の協力を促進するための機構改革を提案し、帝国との絆を強めようとするオーストラリアの伝統的な外交に復帰した。英帝国の安全保障政策について、彼は①国防②英帝国協力③全般的且つ地域的集団安全保障体制の三つのレベルについて言及し、当面①と②に関して可能であるので帝国防衛のために緊密な協力を進めるように提案した。⁽⁴¹⁾首脳会議でカーティン首相は「英連邦内の関係に影響する戦後条件に目を向けるよりも古い帝国会議の戦前の気分に戻す」⁽⁴²⁾ことに貢献したと評されているように、オーストラリアの安全を語る時にも英連邦諸国を地域安全保障の最も効果的な機構と考えていた。

エヴァットは伝統的外交政策に復帰しようとするカーティンに対してオーストラリアーニュージールランド協定の基本原則を堅持した。カーティンがエヴァットを牽制するためにフォード副首相を政府代表団の長として同伴させたウェリントン会議でも、エヴァットは彼の意を受けた外務省職員を使ってオーストラリアーニュージールランド協定に沿って会議を指導した。⁽⁴³⁾エヴァットの外交能力がいかなく発揮され、国際社会でのオーストラリアの地位が高まったのが国際連合創設のためのサンフランシスコ会議においてであった。カーティンはエヴァットを牽制するために再びフォードを政府代表に選出したが、エヴァットは外務省の側近で固め、情報を厳しく管理することによって会議における代表団の指導権を完全に掌握した。⁽⁴⁴⁾会議ではエヴァットは安全保障理事会の大国拒否権に反対し、国連総会の権限の拡大・強化を要求するなど中小国の地位向上の為に貢献した。しかし、大国の拒否権に抵抗するエヴァットの攻撃的態度はアメリカの代表者の間に強い憤りを呼び起こし、ルーズベルトの後継者であるトルーマン(Harry S. Truman)大統領をも酷く失望させたために、その後のアメリカとの関係に微妙な影響を与えた。⁽⁴⁵⁾

エヴァットの一行がサンフランシスコ会議での成果に満足して帰国の途についている頃、戦争遂行の心労で心身ともに蝕ばまれていたカーティン首相は対日戦の勝利を見ずに死亡した。チフリー新首相は戦後の困難な国内経済の再建に専念し、外交問題をエヴァットに完全に一任した。

〔Ⅲ〕 太平洋基地と地域防衛構想

第二次世界大戦の終結は当面オーストラリアを日本の軍事的脅威から解放した。しかし、オーストラリアに恒久的な安全を保障する戦後平和秩序は未だ確立されていなかった。オーストラリア—ニュージールランド協定の中で提唱されていた地域防衛協力のための国際会議は開催されていなかったし、戦前のような英帝国防衛体制の復活・強化はイギリスの弱体化によって最早期待されなかった。さらに新設された国際連合の安全保障理事会は大国の拒否権によって十分に機能するようには見えなかった。オーストラリアは戦争の勝利に安堵の胸をなでおろしたのも東の間、日本軍国主義の復活に対する不安の念におわれ始めていた。そのような将来の脅威に備えるためにオーストラリアは国際連合の集団安全保障体制に信頼を置きつつも、太平洋地域に国連憲章の地域取極に沿った地域防衛機構を確立する防衛戦略を追求した。大戦中に太平洋地域に構築されたアメリカ軍基地がそのような防衛機構の創設のための基盤になると考えられた。

すでに指摘したようにアメリカ軍部は大戦中に獲得した基地の保持を要求していたが、トルーマン大統領は一九四五年八月九日にアメリカの利益と世界平和のために必要である軍事基地を維持する意向を初めて公式に表明した。

そして、八月一九日に下院海軍問題委員会は太平洋諸島の巡回から帰国した同小委員会の報告書を發表した。それは日本の委任統治領であるマーシャル、カロン、マリアナ各諸島と、伊豆・小笠原・琉球諸島の支配を要求していた。さらに、北太平洋のアリューシャン、千島列島及び南太平洋のアドミラル島、ニューヘブリデス、ニューカレドニア、サモアの防衛基地構築を必要とする⁽⁴⁶⁾と報告した。アメリカは南太平洋諸島を領有するイギリスとの交渉から開始した。その時イギリスはアメリカを英連邦領土防衛に最大限関与させる良い機会であり、米軍基地の共同使用についてのアメリカの支持を確保する機会でもあるとオーストラリアに伝えた。⁽⁴⁷⁾アメリカの基地要求に備えてオーストラリア政府は防衛委員会の見解を求めた。防衛委員会はアメリカの提案には、①共同使用のための基地として構築される諸島と②アメリカに主権を譲渡されるべき諸島の二つの範疇が含まれていると見た。後者の領土の割譲についてはこのような提案を支持するいかなる理由もないと述べ、この要求には抵抗すべきであると勧告した。基地の共同使用の諸島については、つぎの点が考慮されるべきであると述べた。

「アメリカの継続的協力は帝国防衛の見地から重要であるので、それを達成するための可能なあらゆることがなされるべきである。基地の共同使用の当然の結果として基地の役割が明確に確定された共同計画が存在しなければならず、英連邦にとってそのような計画が作成されることに重大な関心を持つ。しかしながら、軍事同盟なしにこれを達成することは不可能でないとしても困難であろう。従って、そのような目的意識を持って手探りの話し合い（予備的な非公式な専門家協議の形式）⁽⁴⁸⁾がなされるべきであると勧告する。英帝国はアメリカによって求められた諸島に強い交渉力を保持している。」

オーストラリア政府は二月二七日ニューージーランド政府に防衛委員会の勧告にそつた見解を次のように伝えた。

「我々は太平洋に英連邦とアメリカの強力な共同基地を持つことに長期的な利益があると感じるが、そのような基地の構築はそれらの役割が明確に確定されるような全般計画 (an overall plan) と関係づけられねばならないように見える」⁽⁴⁹⁾

全般計画と言う言葉はその後しばしばオーストラリアの政治指導者によって使用されるが、それは地域安全保障協定ないしは地域防衛協定を意味していた。英連邦諸国はアメリカの基地要求を全般計画の実現のための手段として利用する方向で一致した。

エヴァット外相は一九四六年三月一三日下院議会で全太平洋地域の恒久的な平和を達成するためには太平洋安全保障協定を締結する重要性を強調した。その手段として日本の旧委任統治領を含む西太平洋地域のための全般的な防衛協定を結び、その中で基地の共同使用と域内の外国基地の相互利用を義務づける方法を挙げ⁽⁵⁰⁾ていた。その翌日アメリカはオーストラリアの委任統治領であるアドミラル諸島の共同使用のための基地協定を申し入れた。アドミナル諸島には素晴らしい天然の良港に恵まれ、アメリカによって構築されたマヌス (Manus) 基地があった。アメリカはオーストラリアを国連信託統治を行う当局と認めながらも、島の軍事施設に関しては完全な管轄権を保持しようとした。アメリカの基地協定草案にはオーストラリアがアメリカの同意なしには軍事施設を設けることはできないとの明らかに主権を制限する条項が含まれていた。また、同草案はアメリカの同意なしには他国には軍事施設を使用させないと規定していた。⁽⁵¹⁾ もしこれが認められれば、アメリカは英連邦の他の国によるアドミラル諸島の

使用を阻止する権利を持つことになり、それによって英連邦の帝国防衛計画を無力にすることができた。アメリカの提案は基地問題を全般計画と結合させようとするオーストラリアの考えとは余りにも懸け離れていた。それは全く法外であり、一方的であるように見えた。⁽⁵²⁾ この提案に対して防衛委員会は帝国の防衛計画を大層困難にする述べ、英連邦内の防衛計画が確定するまでアメリカとの交渉を行うべきでないと勧告した。⁽⁵³⁾

オーストラリア政府は四月八日閣僚会議で太平洋基地に関する政策指針を決定した。政府は基地協定を国連憲章の規定と一致させること、しかも全般計画と関連づけられねばならないことを再確認した。アメリカの提案については先の防衛委員会の勧告を受け入れ、基地の相互利用（相互主義の原則）に基づく基地協定を推進することを決定した。さらにこの閣議で全般計画の基盤となる太平洋基地の範囲がオーストラリアの安全保障政策との関連で決定された。それは四月二日の防衛委員会の結論を確認したものであった。同委員会はオーストラリアの防衛戦略にとって不可欠な基地として①前進作戦基地 (advanced operational bases) ②中間作戦基地 (intermediate operational bases) ③後方作戦基地 (rear operational bases) 三つの作戦基地を設定していた。①は上海―沖縄―硫黄島―ウエーク島―ミッドウェイ島、②は台湾―フィリピン―カロリン諸島―マーシャル諸島―ミッドウェイ島―ダッチ・ハーヴァ、③はハイナン島―北ボルネオ―アドミラル諸島―ソロモン諸島―フィジー―真珠湾のそれぞれ沿って設定された。この作戦ラインは明らかに日本列島に向かって設定された三段の防壁であって、オーストラリアの防衛戦略を反映していた。オーストラリアはこれらの作戦ライン上に存在するアメリカ軍とイギリス軍の基地を相互主義の原則の下に結合することによって地域防衛体制を確立する方針を決定した。⁽⁵⁴⁾

一九四六年四月に開催された英連邦首脳会議はイギリス、オーストラリア、ニュージーランドの間で地域防衛に関する意見を調整する機会を提供した。チフリー首相は地域防衛計画を最初にイギリス、オーストラリア、ニュージーランドの間で討議し、その後でアメリカと協議し、そして最終段階でフランス、ポルトガル、オランダに計画への参加を呼び掛けるとの考えを語った。この手順は、先的首脳会議でカーティン首相が英帝国の安全保障政策で述べた提案と一致し、英連邦の防衛協力を確立した上でアメリカとの地域防衛協力を行うことにあった。基地協定に関してアメリカが要求する英領の主権の譲渡に関してはチフリー首相は当然反対すべきであると述べ、南太平洋へのアメリカの勢力拡大に敵しい態度を取った。英連邦領にある基地の使用について彼は「防衛義務の受諾を見返りに」アメリカに認めると述べ、基地の共同使用を地域防衛計画に繋げる考えを明らかにした。続いて発言したエヴァット外相は「この基地問題は、アメリカ政府が望むように個別に考えられるべきでなく、地域のための共通の防衛計画を確保する問題の一部として見做されねばならない」と述べ、基地問題を協議する原則として①国連憲章五二条（地域的取極）と一致した地域防衛計画、②防衛義務規定、③基地の共同使用、④相互の基地使用を挙げた。ニュージーランドの代表、ナッシュ（Walter Nash）副首相もオーストラリア政府の見解に賛同した。保守党から労働党に政権が移行していたイギリスのアトリー（Clement Attlee）首相はオーストラリアの見解にそって議長総括を行い、来る米・英・仏・ソ外相会議に出席する予定のベヴィン（Ernest Bevin）外相がバーンズ（James Byrnes）米國務長官と基地問題を協議し、自治領の首脳がロンドンを去る前に協議の結果を知らせると述べた。⁽⁵⁵⁾

アトリー首相は五月六日の首脳会議でバーンズ國務長官との討議の結果について「アメリカ政府は南・南西太平

洋の地域安全保障協定の確立と太平洋諸島の権利の付与を結合する討議に入ることに同意しそうには見えない」との悲観的な報告をした。エヴァットはこの報告について理解に苦しむと述べ、「もしバーンズが地域の防衛に何ら関心を持たないことを認めるのであれば、アメリカはどうしてそこに権利を欲したのか」と疑問を呈した。バーンズが上院の承認を必要とする公式の地域協定を避けたためであると判断し、エヴァットは形式や言葉に拘らずに上院に照会する必要のない非公式な手段を選ばべきだと主張した。首脳会議はアメリカとの再度の交渉をエヴァットに一任することに決定した。⁽⁵⁶⁾

帰国の途中にワシントンに立ち寄ったエヴァットはバーンズ、そしてトルーマン大統領と会談した。バーンズは新しい地域の防衛義務の引受を議会に正当化することは困難であると答え、トルーマンは現在の西半球勢力圏を遙かに越える地域にアメリカの防衛義務を拡大させることになる地域防衛計画には賛成出来ないとの意向を述べた。トルーマンとの会談の後、エヴァットは地域防衛協定方式から一步後退して基地の共同使用と相互主義の原則に限定した非公式協定方式に集中した。彼は国務省と陸・海軍の代表との会談においてアメリカ軍がマヌス基地やその他オーストラリアの港の施設を使用できるように対して、オーストラリア軍はトラック諸島、グアム島、マニラの基地を使用できる相互の基地使用案を示し、もしこれがなされたならば、平和時のみならず戦時にも基地の共同使用が認められることを世界に示すことになるので、事実上の相互防衛協定に見えるであろうとの趣旨を述べた。この交渉で彼は英連邦首脳会議の決定よりかなり後退していた。彼は英連邦の代表としてよりもオーストラリアの代表としてアメリカとの交渉に臨んでいたように見えた。チフリー首相がエヴァットに、アメリカ軍の施設は英連邦

軍に利用されるとのイギリス、ニュージーランドとの共同見解を確立していることに注意を喚起するように伝達したのはそのためであった。しかし、交渉の流れは二国間方式の方向に進んでいた。エヴァットがバーンズと再び会谈した時、バーンズはマヌス基地を使用するアメリカの権利の見返りに米軍管理下のいくつかの基地をオーストラリアに提供するつもりであると述べたが、エヴァットが明示したように具体的基地については言及しなかった。この会谈でエヴァットはイギリスとニュージーランドと協力する約束を指摘したが、バーンズはその立場を理解していると返答しただけであった。⁽⁵⁷⁾一方、ニュージーランドはその後、エヴァットに交渉を一任することを拒否し、西サモア基地権についてアメリカと二国間交渉を開始したので、英連邦の統一は崩れ、エヴァットの交渉力は一層弱まった。⁽⁵⁸⁾このような状況下で一九四七年にオーストラリアはアメリカとの基地問題交渉の最終段階を迎えた。

アメリカは一九四六年末には赤道の南の太平洋基地への関心を失いつつあった。國務省は二月九日キャンベラ駐在アメリカ大使バトラー (Robert Butler) に次のように伝えていた。エヴァットの訪米中にマヌスとグアムの基地の相互使用の申し出があったが、國務省と海軍省ともこれを受け入れることはできない。しかし、グアムの代わりに英米共同統治領のカントン (Canton) と米領サモアの共同使用について申し出た。このように伝えた上で、國務省は極秘事項として「海軍省は数箇月以内にマヌスから完全に撤退する計画であり、海軍はマヌス基地の維持をアメリカにとってかなり重要であるとは考えていない。にもかかわらず、アメリカがマヌスで財政的に義務を負わないのであれば、上記の協定に入るつもりである。」⁽⁵⁹⁾と述べていた。バトラーは二月二日、オーストラリア外務省にグアムの使用を受け入れられないこと、そしてマヌスの使用でアメリカの財政的負担のないことを条件に

カントンと米領サモアのオーストラリア軍による使用を認めることを申し出ていた。⁽⁶⁰⁾アメリカはマヌス基地からの撤退を考慮しながらも、オーストラリアが基地保持のための財政負担を負うのであれば、基地の共同使用に応じた。しかも、共同使用の基地はグアムではなくて対日防衛戦略から見てほとんど価値のない赤道の南のカントンと米領サモアであった。アメリカの提案はオーストラリアの全般計画からの単なる後退であるだけでなく、改善の策として事実上の相互防衛義務を世界に印象づけるように狙った基地協定でもなかった。エヴァットとバトラーとの間でその後も協議は続けられたが、進展はなかった。

一九四七年六月アメリカ太平洋艦隊司令官デンフェルド提督 (Admiral Denfeld) がキャンベラを訪問し、オーストラリア政府と軍当局と基地問題で最終協議に入った。デンフェルドはオーストラリア政府に「アメリカ軍はマヌスから完全に撤退し、マヌスにおける戦後のアメリカの軍事的権利を与えるいかなる協定も締結されないことがより好ましい」と考える米軍統合参謀本部の意見を紹介し、アメリカ政府は参謀本部の勧告に従って行動することを決定したと述べた。そして、彼は一九四六年三月一四日にオーストラリア政府に申し入れた基地協定案の撤回を通告し、アメリカが利用できる日本の旧委任統治領やフィリピンの基地に較べれば、マヌスは僅かな戦略的価値しかないことを撤回の主要な理由に挙げた。⁽⁶¹⁾基地問題を巡るアメリカとの交渉はこの時点で終結し、オーストラリアの地域防衛構想は完全に失敗に帰した。

[IV] 太平洋防衛戦略の齟齬

連合国の勝利が見え始めた一九四三年末頃からエヴァット外相は戦後の平和計画に備えて活発な外交活動を開始した。彼は弱体化したイギリスに代わってニュージールランドとの協力を基盤に南西・南太平洋での地域責任を引き受け、英連邦の勢力圏をその地域に確立しようとした。しかし、英連邦の勢力圏と赤道の北に広がるアメリカの勢力圏を基地の相互使用で結び付けることによって事実上の地域防衛機構の樹立を狙った彼の目論見はアメリカの拒否によって挫折した。

その挫折の原因をめぐって後に国内論争が起こった。野党はエヴァットの外交姿勢を非難した。野党は、オーストラリア政府がマヌス基地を保持したいというアメリカの要求に対して余りにも厳しい条件を付けたために、アメリカはそこから去らざるを得なくなったと非難し、特に激しくエヴァットを攻撃した。⁽⁶²⁾しかし、この非難は野党にも当てはまることであった。野党も当時基地問題では相互主義と地域防衛協定を絡めようとする政府の政策を支持していた⁽⁶³⁾、英連邦の防衛計画を不可能にするようなアメリカの基地協定案にも反対していたであろう。但し、マヌス基地が相互主義と地域防衛協定のための駆け引きに値するものであったかどうかの政府の認識は甘かったと言えるのではなからうか。アメリカ自身が大戦中に構築したマヌス基地の使用を交換条件にオーストラリアが赤道の北の米軍基地の使用を要求できるほどにマヌス基地がアメリカにとって戦略的価値があったとは思えない。

マヌスからのアメリカの撤退の真の理由はオーストラリアの過剰な条件ではなくて、デンフェルド提督が述べた

ようにマヌス基地の僅かな戦略的価値であった。当時チフリー政権の国防大臣としてマヌス基地問題に関係したデッドマン(John J. Dedman)は「アメリカがマヌスの将来に関心をなくした真の理由は、エヴァット博士がオーストラリアの見解を執拗に押しつけたからではなくて、一九四六年に米議会による海軍予算の削減が赤道の北にある戦略的にずっと重要な基地に米軍の活動を集中させたためであった」と回顧している。アメリカは終戦と同時に米軍の動員解除と大幅な軍事予算の削減に着手していたので、統合参謀本部は軍事資源を優先順位に従って配分しなければならなかった。戦略の見直しの結果、一九四六年の中頃には統合参謀本部は近い将来アジアでは北太平洋地域が脅威に晒される恐れがあると判断し、その他の多くの基地を戦略地域から削除した。⁽⁶⁵⁾南太平洋はアメリカにとって最も危険の少ない、しかも戦略的価値のない地域であった。戦略のこの見直しを見通すことができなかったことが基地交渉の失敗の主要な原因であったが、オーストラリア政府はこの見直しの背景にあった国際情勢に関するアメリカ政府の認識の変化をも読み取ってはいなかった。このためにオーストラリアとアメリカとの間に太平洋防衛戦略の齟齬が生じたのであった。

戦争の終結まで辛うじて維持されてきた米ソ協力関係は東欧諸国の政治体制を巡って深刻な対立に移行しつつあった。アメリカ政府や軍部は一九四五年末まではソビエトに対していかなる指針で臨むべきであるか決め兼ねていたが、後に共産主義封じ込め政策の提言者として知られることになるケナン(George F. Kennan)がモスクワ米大使館の代理公使であった一九四六年二月に國務省に長文の公電を送り、その中でソビエトの国際行動の分析と予測を行って、アメリカの外交政策に関する幾つかの結論を述べていた。ソビエトの行動に関するケナンの分析

は新しい政策指針を求めていた政府の通念となつた。⁽⁶⁶⁾ アメリカはこの時期からソビエトとの協力を放棄し、共産主義との対決政策、いわゆる冷戦政策を世界大に遂行した。この冷戦政策と米軍の大幅な動員解除とのジレンマを解決するために対ソ戦略から見た太平洋基地の査定が行われた。一九四七年四月の統合参謀本部の報告によれば、西ヨーロッパ諸国がアメリカの安全保障の見地から最も重要な地域であったが、アジア・太平洋では日本が対ソ戦略上最も優先度の高い国であった。⁽⁶⁷⁾ 統合参謀本部による北西太平洋への軍事資源の配分決定は予想されるソビエトの脅威から日本を防衛するためであった。北西太平洋への戦略的重点のこのような転換の結果、アメリカはフィリピンのマニラ基地さえも永続的に保持する軍事的根拠はないと結論を下していた。⁽⁶⁸⁾ ましてや、南太平洋は対ソ戦略から見て全く戦略的価値のない地域であった。

他方、オーストラリアは対日防衛戦略から地域防衛計画を推進していた。チフリー労働党政権は第二次世界大戦の教訓と伝統的な白豪主義のために政権末期まで日本軍国主義の復活を恐れ続けた。⁽⁶⁹⁾ アメリカとは違ってオーストラリアはソビエトの膨張主義の可能性には相対的に関心はなく、戦後平和計画を巡る米ソ冷戦にはそれほど気付いてはいなかった。例えば、エヴァット外相は一九四六年三月一三日、下院議会でソビエトの対外膨張主義に否定的見解を述べていた。彼はソビエトの膨張の事実を認めながらも、そのような行動に駆り立てている要因はヒットラーと枢軸国に対する西側民主主義諸国の有和政策にあったと述べた上で、ソビエトの潜在的意図と目的は「将来の攻撃に対する自己防衛と安全に向けられている」との見解を表明していた。⁽⁷⁰⁾ チフリー首相も一九四八年九月二日、下院議会で共産主義イデオロギーが世界問題の根源にあるとの見解を否定していた。彼は「今日世界で起こってい

る混乱は共産主義の問題そのものよりもっと根深い」と述べ、問題の根源として経済的貧困をあげた。この経済的貧困が「共産主義が足場を築き、繁茂する肥沃な地層を提供している」との社会民主主義の見解を示し、あらゆる世界問題の背景にはソビエトの圧力が働いているとの見解を否定していた。⁽⁷¹⁾

ソビエト共産主義に対するオーストラリアの態度は次第にアメリカの苛立ちを増幅させていた。国務省は一九四九年六月六日にオーストラリア外交の評価をしたなかで「共産主義と資本主義の両極端の間の社会民主主義的仲介者の空想的役割」であるとオーストラリアの態度を非難した。オーストラリアに対するアメリカの政策の基本目的は国際協力の促進、日独の民主主義秩序の確立、そしてロシアの侵略からアメリカ自身の自由とその他の自由主義的世界の保護を追求している政策に対してオーストラリアからの支持をうることに、少なくともそのような目的を達成しようとする努力を邪魔されないことであった。この評価基準から見ると、当時国連総会の議長であったエヴァアットはソビエトの戦争挑発的な決議を拒否しようとするアメリカと協力しようとせずにより中立的役割を果たそうとしたり、日本の占領政策ではアメリカの政策に悉く反対してきたと厳しく批判されていた。アジアにおけるソビエトの勢力拡大にもかかわらず、オーストラリアは「安全にとつての主要な脅威はロシアよりも日本から来る」との見解に未だ固執していると、国務省はアメリカの苛立ちを表明していた。⁽⁷²⁾ 共産主義の浸透が懸念されていたインドネシアの独立運動に対しても、オーストラリアは将来の同盟国として考えられていたオランダに敵対してまでもインドネシアを支援していた。⁽⁷³⁾ アメリカ政府の一部にはチフリー労働党政権は共産主義に支配されているのではないかとの疑いを持つ者もいた。⁽⁷⁴⁾

このように米豪間に存在した国際認識の違いが太平洋防衛戦略の齟齬を生んでいた。この隔たりが埋まらない限り、地域防衛協力は成功しない。一九四九年四月に成立した北大西洋条約機構 (NATO) へのチフリー首相の反応は従来の防衛政策に固執していることを示していた。彼は「この北大西洋地域協定は地域基盤の上に安全保障を確立することをしばしば表明してきたオーストラリアの見解と一致する」と述べ、NATO が創設された国際的背景については何ら関心を示していなかった。それとは逆に彼は一九四六年の英連邦首脳会議を想起させながら太平洋地域の防衛計画を最初に英連邦内で行い、その後アメリカと進める従来の政策に固執していた。⁽⁷⁶⁾ オーストラリアは殆ど失われつつあった英帝国防衛体制の威信を背景に地域防衛体制を確立することになお専念していた。しかし、アメリカはチフリー政権を信頼せず、見限っていた。アメリカがイギリスに原子力情報を提供することを渋った例はそのことを証明していた。アメリカはイギリスを通じて共産主義のシンパがいると思われたオーストラリアに原子力情報が漏れることを恐れたために、オーストラリアに情報が流れない確実な保障をイギリスに求めていた。⁽⁷⁶⁾

結局、オーストラリアが冷戦意識をアメリカと共有した時、太平洋防衛戦略を巡る齟齬は解消された。一九四九年中頃から冷戦がオーストラリアの内政にも浸透し始めていた。チフリー政権は石炭労組のストライキを契機に戦闘的な労働組合との対立を深めていた。この対立に乗じて組合の中で反共色の強いローマ・カソリックのグループが労働党と労働組合の内部分裂を促進していた。一方、連合党から自由党 (Liberal Party) に党名を改称し、党の再建を計ったメンジーズ党首は共産主義に対する労働党政権の生温い対応を非難し、反共産主義運動を強化した。一九四九年一二月総選挙で地方党 (Country Party) と協力した自由党の勝利は内政と外交の矛盾を解決し、ア

アメリカの共産主義封じ込め政策に沿った地域防衛計画を推進することを可能にした。しかし、その地域防衛計画は、オーストラリアが英帝国防衛体制から離脱しアメリカの安全保障体制の傘の下に入ることによって完成した。

- (1) 外務省の歴史をいこうだが、P. G. Edwards, *Prime Ministers and Diplomats: The Making of Australian Foreign Policy 1901-1949* (Melbourne: Oxford University Press, 1983) 及び W. J. Hudson, "The Department of Foreign Affairs: 1935-1985", *Australian Foreign Affairs Record*, November 1985 を参照。
- (2) Neville Meaney, *Australia and the World: A Documentary History from the 1870s to the 1970s* (Melbourne: Longman Cheshire, 1985), p. 450.
- (3) *Ibid.*, p. 473.
- (4) Christopher Thorne, *Allies of a Kind: The United States, Britain, and the War against Japan, 1941-1945* (New York: Oxford University Press, 1978), p. 257.
- (5) Coral Bell, *Dependent Ally: A Study in Australian Foreign Policy* (Melbourne: Oxford University Press, 1988), p. 21.
- (6) *Ibid.*, p. 29.
- (7) Christopher Thorne, *op. cit.*, p. 367.
- (8) Alan Watt, *The Evolution of Australian Foreign Policy 1938-1965* (Cambridge: Cambridge University Press, 1968), p. 44.
- (9) P. G. Edwards, *op. cit.*, p. 140.
- (10) Coral Bell, *op. cit.*, p. 22.

- (11) P. G. Edwards, op. cit., p. 146.
- (12) Paul Hasluck, *Diplomatic Witness: Australian Foreign Affairs 1941-1947* (Melbourne: Melbourne University Press, 1980), pp. 19-20.
- (13) P. G. Edwards, op. cit., p. 156.
- (14) Kylie Tennant, *Evatt: Politics and Justice* (Sydney: Angus and Robertson, 1970), p. 158.
- (15) P. G. Edwards, op. cit., p. 172 and L. F. Crisp, Ben Chifley: *A Political Biography* (Croydon: Longmans, 1961), p. 287.
- (16) P. G. Edwards, op. cit., p. 178.
- (17) Paul Hasluck, op. cit., p. 93.
- (18) *Ibid.*, p. 107.
- (19) Neville Meaney, op. cit., pp. 483-485.
- (20) *Ibid.*, pp. 486-487.
- (21) H. E. Evatt, *Australia in World Affairs* (Sydney: Angus and Robertson, 1946), p. 99.
- (22) Norman Harper, *A Great and Powerful Friend: A Study of Australian American Relations between 1900 and 1975* (London: University of Queensland Press, 1987) p. 123.
- (23) Lloyd Ross, *John Curtin: A Biography* (Sydney: Macmillan, 1977), p. 340.
- (24) Notes on the Agenda of W. J. Hudson (ed.), *Documents on Australian Foreign Policy 1937-49* (Canberra: Australian Government Publishing Service, 1988), VOL. VII: 1944, pp. 36-48.
- (25) Paul Hasluck, op. cit., p. 112. *ホークマンの政治的生涯* W. J. Hudson (ed.), op.

cit., pp. 68-76.

- (26) W. J. Hudson (ed.), op. cit., pp. 18-21.
- (27) Ibid., p. 53.
- (28) Ibid., p. 84.
- (29) Lester J. Folos, "The New Pacific Barrier: America's Search for Security in the Pacific, 1945-1947", *Diplomatic History*, Vol. 13, No. 3, Summer 1989, pp. 320-322.
- (30) Christopher Thorne, op. cit., p. 365.
- (31) Ibid., pp. 490-491.
- (32) Roger J. Bell, *Unequal Allies: Australian-American Relations and the Pacific War* (Melbourne: Melbourne University Press, 1977), pp. 152-153.
- (33) 鐘淵達夫の著米の国境にふくむべき Trevor R. Reese, *Australia, New Zealand, and the United States: A Survey of International Relations 1941-1968* (Melbourne: Melbourne University Press, 1969), pp. 41-42.
- (34) Coral Bell, op. cit., p. 33.
- (35) W. J. Hudson (ed.), pp. 219-220.
- (36) Paul Hasluck, op. cit., p. 136.
- (37) Lloyd Ross, op. cit., p. 37.
- (38) Ibid., p. 357.
- (39) W. J. Hudson (ed.), pp. 288-290.
- (40) Norman Harper, op. cit., p. 131.

- (14) W. J. Hudson (ed.), op. cit., pp. 313-319.
- (15) Paul Hasluck, op. cit., p. 137.
- (16) Paul Hasluck, op. cit., pp. 145-151.
- (17) Paul Hasluck, op. cit., pp. 152-217.
- (18) Christopher Thorne, op. cit., p. 651.
- (19) Decypher from Australian Legation (Washington), Cablegram No. 721 of 20 August 1945, Australian Archives (AA): Commonwealth Records Series (CRS) A1066/1 Item 45/779/3.
- (20) W. J. Hudson and Wendy Way (eds.), Documents on Australian Foreign Policy 1937-49 (Canberra: Australian Government Publishing Service, 1989), Vol. VIII: 1945, P. 696.
- (21) Out-of-session Minute by the Defence Committee, 24 December 1945, AA: CRS A5954 Item 1818.
- (22) W. J. Hudson and Wendy Way (eds.), op. cit., p. 752.
- (23) Neville Meaney, op. cit., p. 519.
- (24) Memorandum from Department of States dated 14th March, 1946, AA: CRS A5954 Item 1818.
- (25) John Dedman, "Encounter over Mannus", The Australian Outlook, Vol. 20, No. 3, p. 144.
- (26) Report by Defence Committee dated 4th April, 1946, AA: CRS A5954 Item 1818.
- (27) The General Basis of Approach approved by Cabinet, 8th April, 1946, AA: CRS A5954 Item 1818.
- (28) Meeting of Prime Ministers, 24th April, 1946, AA: CRS A4311/1 Item 60/4.
- (29) Meeting of Prime Ministers, 6th May, 1946, AA: CRS A4311/1 Item 60/4.

- (5) トンカン半島のトンカン半島の交渉経緯のふしびびび Discussions of Australian Minister for External Affairs with United States Representatives, Washington, June 1946, AA: CRS A4311/1 Item 60/3.
- (6) Roger J. Bell, op. cit., p. 168.
- (7) Neville Meaney, op. cit., p. 526.
- (8) Legation of the United States of America, December 12, 1946, AA: CRS A4311/1 Item 60/3.
- (9) Note left by Admiral Denfeld, June 1947, AA: CRS A4311/1 Item 60/3.
- (10) John Dedman, op. cit., p. 136.
- (11) Trevor R. Reese, op. cit., p. 56.
- (12) John Dedman, op. cit., p. 151.
- (13) Lester J. Folts, op. cit., p. 338.
- (14) Thomas H. Etzold and John Lewis Gaddis, Containment: Documents on American Policy and Strategy, 1945-1950 (New York: Columbia University Press, 1978), p. 49. 冷戦の開始をめぐる時期のふしびびび 永井鶴之助著『冷戦の起源』(中央公論社、一九七八)参照。
- (15) Thomas H. Etzold and John Lewis Gaddis, op. cit., p. 79.
- (16) Lester H. Folts, op. cit., p. 339.
- (17) Roger J. Bell, op. cit., p. 175.
- (18) Neville Meaney, op. cit., pp. 540-542.
- (19) Ibid., pp. 545-546.
- (20) Ibid., pp. 552-554.

- (8) 維多利亞 Margaret George, Australia and Indonesian Revolution (Melbourne: Melbourne University Press, 1980) 參照。
- (7) Glen St J. Barclay, Friends in High Places: Australian-American Diplomatic Relation since 1945 (Melbourne: Oxford University Press, 1985), p. 29.
- (6) Neville Meaney, op. cit., pp. 550-551.
- (9) Trevor J. Reese, op. cit., pp. 65-66.